

# 患者等搬送事業者認定制度

四日市市消防本部では、民間の搬送事業者を安心・安全にご利用していただくため、一定要件を満たした民間の搬送事業者を「患者等搬送事業者」として認定しています。

## 【対象となる事業者は】

認定の対象となる患者等搬送事業者は四日市市消防本部管内に事業所を有する道路運送法に定める次の方々です。

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ・特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ・自家用有償旅客運送の登録を受けた者

## 【患者等搬送事業者認定までの流れ】

- 1 患者等搬送乗務員適任者講習を修了し、適任証の交付を受けた乗務員がいる事業所  
(適任証の交付を受けた市町村は問いません)
- 2 四日市市消防本部へ患者等搬送事業認定申請書を提出(※1)
- 3 申請に基づき、乗務員・車両・積載資機材等の認定審査を実施
- 4 認定(認定マークの交付)

(※1)道路運送法に定める許可が先に必要になります。

### 【お問い合わせ先】

四日市市消防本部 消防救急課 救急救命室

TEL:059-356-2006

MAIL:syoboukyukyu@city.yokkaichi.mie.jp